



赤坂社長、 今、真価が 問われています！

出来るだけ早く解決したいと心から思っている

2018 年 5 月 経営協議会

何とか解決したいと考えている

2019 年 6 月 株主総会

赤坂社長は 発言の重さを認識すべきです

赤坂社長は就任当時から争議解決への意欲を表明していました。しかし争議は全く解決していません。会社が示したのは、LCCの立ち上げでのパイロット不足や、客室乗務員の経験者不足を補うための採用試験に被解雇者にも応募資格を与えるという会社都合だけの解決策でした。結果、今まで復職した者はゼロです。

言うまでもなく社長発言は重いものです。思い付きや、その場しのぎの発言など、絶対にあってはならないことです。そして、同時にJAL経営のガバナンスも問われています。

現在のような対応では、赤坂社長発言がすべて軽く受け止められてしまうことを自覚すべきです。

「復活したんだと感じたことは 正直言っていない」



赤坂社長は1月16日の日経新聞のインタビューに応じて「復活したんだと感じたことは正直に言っていない。まだまだ本当の意味での会社の信頼を取り戻せているとは思っていない」と発言しています。

本当の意味での会社の信頼回復とは何を指しているのでしょうか。連続する乗員の飲酒問題で、昨年10月には2度目の事業改善命令を受けました。社長は評論家ではあってはなりません。なぜ本当の意味で信頼回復が取り戻せていないと感じるのでしょうか。



職場の閉塞感



安全より利益

自由にものが言えない

今、労働組合から「職場の閉塞感」が指摘されています。
会社が外部に委託したパイロットの意識調査の分析結果では、6割が「安全が優先されていない」と回答、また半数が「自由にものが言える風土がない」などと回答しています。
こうした結果を真摯に受け止めて対応するのが社長の役目です。

職場実態と争議は無関係と考えているようであれば、社長の資格はありません。



「裁判は裁判、 誠心誠意組合とも話し合っていく」

2018年6月 株主総会 植木会長発言

その真意は・・・会社は整理解雇事件の裁判は勝ったので、労働組合が行政裁判のことで取り上げると、話が進まないと言っています。しかし、裁判の話をされて困るのは会社です。解雇手続きにおける支配介入が、最高裁から「憲法違反」と断罪されたわけですから、整理解雇裁判の結果が根本から問われることになります。

行政命令(不当労働行為救済命令)を不服として最高裁まで争い(当時は植木社長)、断罪された大企業はないと言われています。

天下に恥を晒した不当労働行為事件、憲法違反の責任の取り方は争議解決しかありません。それが、JALのとるべき唯一の道です。



JAL 不当解雇撤回争議団

TEL03-5705-5716

FAX03-5705-3274